

法務デューデリジェンスのポイントと、 その結果のM&A契約書への反映

～契約書の基本理解、法務デューデリジェンスの流れ、DDの結果、顕在化したリスクに対して契約面でどう対応するべきか～

- 日 時■ 2017年12月12日(火) 13:30～17:00
 ■会 場■ 厚生会館 6階 銀杏の間
 ■講 師■ TMI 総合法律事務所 パートナー 弁護士 十市 崇 氏

【講師紹介】

平成9年司法試験合格。平成10年慶應義塾大学法学部卒業。平成12年弁護士登録と同時にアンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所。平成17年米国 Columbia University School of Law (LL.M.)卒業。平成18年ニューヨーク州弁護士登録。平成18年英国 London Business School (MSc in Finance)卒業。平成20年同事務所パートナー就任。平成29年 TMI 総合法律事務所パートナーとして参画。第二東京弁護士会所属。平成22年より成蹊大学非常勤講師就任。M&A や企業法務に関する論文・講演多数。

◆ 開催にあたって

M&Aのリスクを法務の観点から最小限にするためには、法務デューデリジェンスを行い、顕在化した現在また将来予測されるリスクに対して、契約において条文中に盛り込むなど対応を行うことが大変重要です。

本セミナーでは、まず株式譲渡契約を念頭に M&A 契約の基本形について解説するとともに、法務デューデリジェンスにおけるポイントを概観の上、法務デューデリジェンスの結果を M&A 契約に反映する実務について、具体例に基づいてわかりやすく解説いたします。

《プログラムは裏面をご覧ください》

●受講料●1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400 円	本体価格 30,000 円
一 般	35,640 円	本体価格 33,000 円

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。
- お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますことでもありますので、ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会

担当：倉島 E-mail: kurashima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2

TEL 03-5215-3515 FAX 03-5215-0951

◆当会HPからお申し込みください。

（企業研究会HP：<http://www.bri.or.jp/>）

- ◆もしくは、メールにて下記事項をご記入のうえ、担当者までご連絡ください。

※FAXでのお申し込みの際は誤送信にご注意ください

171776 0301	※	2017.12.12
申込書 法務デューデリジェンスのポイントと、 その結果のM&A契約書への反映		
会社名	フリガナ	
住 所	〒	
ご氏名	フリガナ	所 属 役 職
TEL		FAX
E-mail		

*お客様の個人情報、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

法務デューデリジェンスのポイントと、 その結果のM&A契約書への反映

～契約書の基本理解、法務デューデリジェンスの流れ、DDの結果、顕在化したリスクに対して契約面でどう対応すべきか～

12月12日(火)

● プログラム ●

13:30

1. 契約書についての基本的な理解
2. 法務デューデリジェンスの流れと具体的な作業
 - 1) 法務デューデリジェンスを本格的に行う前に
 - ・ 事前の情報収集
 - ・ メンバーの選定 (社内担当と専門家によるチームの編成)
 - ・ キックオフミーティング
 - ・ 開示資料請求 (リクエストリストの作成)
 - 2) 法務デューデリジェンス中の作業
 - ・ 資料の開示 (データルームの設置 / バーチャル・データルーム)
 - ・ インタビューの実施
 - ・ 法的問題の検討 (得られた情報からの検討)
 - 3) 法務デューデリジェンス後に行うこと
3. 法務デューデリジェンスの M&A 契約への反映
 - 1) 法務デューデリジェンスと M&A 契約の関係
 - 2) 反映に際して留意すべきポイント
 - 3) 具体例
 - ・ チェンジ・オブ・コントロール条項のある契約書への対処
 - ・ 発見された潜在債務への対処
 - ・ クロージング後まで継続する事項に関する対処 など

17:00